

作成日 2010/07/23

改訂日 2024/01/16

# 安全データシート

## 1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	テレピン油
整理番号	00540101
供給者の会社名称	アトムサポート株式会社
住所	174-0041 東京都板橋区舟渡3-9-6
担当部門	営業本部
電話番号	03-3969-3160
FAX番号	03-3969-3165
緊急連絡電話番号	管理本部 03-3969-3160
推奨用途	溶剤

## 2. 危険有害性の要約

化学品のGHS分類	
物理化学的危険性	引火性液体 区分3
健康有害性	急性毒性（吸入：蒸気） 区分4 皮膚腐食性／刺激性 区分2 皮膚感作性 区分1 発がん性 区分2 生殖毒性 区分1B 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分2（肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） 区分3（麻酔作用 気道刺激性） 特定標的臓器毒性（反復ばく露） 区分2（肝臓 血液系 呼吸器 神経系 精巣 中枢神経系 泌尿器系）
環境有害性	水生環境有害性 短期（急性） 区分1 水生環境有害性 長期（慢性） 区分1 上記で記載がない危険有害性は、区分に該当しない（分類対象外）か分類できない。

### GHSラベル要素 絵表示



### 注意喚起語 危険有害性情報

危険
H351 発がんのおそれの疑い
H226 引火性液体および蒸気
H315 皮膚刺激
H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
H332 吸入すると有害
H335 呼吸器への刺激のおそれ
H336 眠気およびめまいのおそれ
H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
H371 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害のおそれ
H373 長期または反復ばく露による肝臓、血液系、呼吸器、神経系、精巣、中枢神経系、泌尿器系の障害のおそれ
H410 長期的影響によって水生生物に非常に強い毒性

### 注意書き 予防策

保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。（P280）

- 使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)  
 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。(P202)  
 熱、高温のもの、火花、裸火及び他の着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)  
 容器を密閉しておくこと。(P233)  
 容器を接地しアースをとること。(P240)  
 防爆型の電気機器／換気装置／照明機器を使用すること。(P241)  
 火花を発生させない工具を使用すること。(P242)  
 静電気放電に対する安全対策を講ずること。(P243)  
 ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。(P260)  
 ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。(P261)  
 取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)  
 この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270)  
 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)  
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)  
 環境への放出を避けること。(P273)  
 ばく露またはばく露の懸念がある場合、医師に連絡すること。(P308+P311)  
 皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で優しく洗うこと。(P302+P352)  
 皮膚または髪に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚や髪を流水またはシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)  
 吸入した場合：呼吸が困難な場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)  
 気分が悪くなったときは、医師に連絡すること。(P312)  
 気分が悪くなったときは、医師の診断、手当てを受けること。(P314)  
 特別な処置が必要である。(P321)  
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)  
 皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)  
 汚染された衣類は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)  
 火災の場合：消火には炭酸ガス、泡または粉末消火器等を使用すること。(P370+P378)  
 漏出物を回収すること。(P391)  
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。(P403+P233)  
 換気の良い場所で保管すること。涼しいところに置くこと。(P403+P235)  
 施錠して保管すること。(P405)  
 内容物、容器の廃棄は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

応急措置

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 混合物  
 化学名又は一般名 塗料用シンナー

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
ミネラルスピリット	90%以上	—	—	—	8052-41-3
テレピン油	5%未満	—	(7)-987	既存	8006-64-2
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	5%未満	—	(3)-7, (3)-3427	既存	108-67-8
キシレン	5%未満	C <sub>6</sub> H <sub>4</sub> (CH <sub>3</sub> ) <sub>2</sub>	(3)-3, (3)-60	既存	1330-20-7
エチルベンゼン	5%未満	—	(3)-28	—	100-41-4

4. 応急措置

吸入した場合 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮

	な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。
	蒸気、ガス等を大量に吸い込んだ場合には、直ちに空気の新鮮な場所に移し、暖かく安静にする。呼吸が不規則か、止まっている場合には人工呼吸を行う。嘔吐物は飲み込ませないようにする。直ちに医師の手当てを受けること。
皮膚に付着した場合	<p>付着物を布にて素早く拭き取る。</p> <p>大量の水および石鹸または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。</p> <p>溶剤、シンナーは使用しないこと。</p> <p>外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。</p> <p>汚染された衣類をとりのぞくこと。</p>
眼に入った場合	<p>直ちに大量の清浄な流水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。</p> <p>まぶたの裏まで完全に洗うこと。</p> <p>直ちに医師の診断を受けること。</p>
飲み込んだ場合	<p>誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。</p> <p>嘔吐物は飲み込ませないこと。</p> <p>医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。</p>

## 5. 火災時の措置

適切な消火剤	<p>炭酸ガス</p> <p>泡</p> <p>粉末</p> <p>乾燥砂</p> <p>霧状強化液</p>
使ってはならない消火剤	<p>水（棒状水、高圧水）</p> <p>棒状強化液</p>
特有の消火方法	<p>可燃性のものを周囲から素早く取り除く。</p> <p>高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。</p> <p>指定の消火剤使用する。</p>
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	<p>適切な保護具（耐熱性着衣など）を着用する。</p> <p>消火活動は風上より行う。</p>

## 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置	<p>作業の際には適切な保護具（手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等）を着用する。</p> <p>周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。</p> <p>屋外の場合には、できるだけ風上から作業を行う。</p> <p>屋内では換気をしっかり行う。</p> <p>付近の着火源・高温体および付近の可燃物を素早く取り除く。</p> <p>着火した場合に備えて、適切な消火器を準備する。</p>
環境に対する注意事項 封じ込め及び浄化の方法及び 機材	<p>河川への排出等により、環境への影響を起ささないように注意する。</p> <p>漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。</p> <p>付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。</p> <p>衝撃、静電気にて火花が発生しないような材質の用具を用いて回収する。</p> <p>乾燥砂、土、その他の不燃性のものに吸収させて回収する。大量の流出には盛土で囲って流出を防止する。</p>

## 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	<p>換気の良い場所で取り扱う。</p> <p>容器はその都度密栓する。</p> <p>周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。</p> <p>作業中は帯電防止型の作業服、靴を使用する。</p>
-----	--

	<p>工具は火花防止型のものを使用する。</p> <p>静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型（安全増型）を使用する。</p> <p>使用済みウエス、塗料カス、スプレーダスト等は廃棄するまで水に漬けておく。</p>
<b>技術的対策</b>	<p>密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を設け、適切な保護具を着けて作業すること。</p>
<b>安全取扱注意事項</b>	<p>皮膚、粘膜、または着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。</p> <p>取扱後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染した保護具を持込まないこと。</p> <p>過去にアレルギー症状を経験している人は、取扱わないこと。</p>
<b>保管</b>	<p>日光の直射を避ける。</p> <p>通風のよいところに保管する。</p> <p>盗難防止のために施錠保管する。</p> <p>子供の手の届かないところに保管する。</p> <p>火気、熱源から遠ざけて保管する。</p>
<b>安全な容器包装材料</b>	<p>現在、知見なし</p>

## 8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
ミネラルスピリット	未設定	未設定	TWA 100 ppm, STEL -
テレピン油	未設定	50ppm(280mg/m3)	TWA 20 ppm, STEL -
1, 3, 5-トリメチルベンゼン	未設定	25ppm(120mg/m3)	未設定
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m3)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m3)	TWA 20 ppm, STEL -

<b>設備対策</b>	<p>取扱い設備は防爆型を使用する。</p> <p>排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。</p> <p>液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。</p> <p>取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれられないような設備とすること。</p> <p>屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。</p> <p>タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。</p>
<b>保護具</b>	
<b>呼吸用保護具</b>	<p>有機ガス用防毒マスクを着用する。</p> <p>密閉された場所では送気マスクを着用する。</p>
<b>手の保護具</b>	<p>有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。</p>
<b>眼、顔面の保護具</b>	<p>取扱いには保護メガネを着用すること。</p>
<b>皮膚及び身体の保護具</b>	<p>取り扱う場合には、皮膚を直接暴露させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。</p>

## 9. 物理的及び化学的性質

<b>物理状態</b>	液体
<b>形状</b>	液体
<b>色</b>	無色透明
<b>臭い</b>	溶剤臭
<b>融点/凝固点</b>	データなし
<b>沸点又は初留点及び沸点範囲</b>	149℃

可燃性	データなし
爆発下限界及び爆発上限界／ 可燃限界	
下限	1.1%
上限	5.9%
引火点	40.5℃ (セタ密閉式)
自然発火点	288℃ (参考値)
分解温度	データなし
pH	データなし
動粘性率	データなし
溶解度	データなし
n-オクタノール／水分配係数	データなし
蒸気圧	1333Pa/32℃
密度及び／又は相対密度	0.80
相対ガス密度	データなし
粒子特性	データなし

## 10. 安定性及び反応性

反応性	情報なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱いにおいては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	通常の条件では危険有害な反応は起こらない。
避けるべき条件	情報なし
混触危険物質	情報なし
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、一酸化炭素、低分子モノマーなどの有害ガスが発生する。

## 11. 有害性情報

急性毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
皮膚腐食性／刺激性	データなし
眼に対する重篤な損傷性／眼 刺激性	データなし
呼吸器感作性	データなし
皮膚感作性	データなし
生殖細胞変異原性	データなし
発がん性	データなし
生殖毒性	データなし
特定標的臓器毒性（単回ばく 露）	データなし
特定標的臓器毒性（反復ばく 露）	データなし
誤えん有害性	データなし

## 12. 環境影響情報

水生環境有害性 短期（急性）	データなし
水生環境有害性 長期（慢性）	データなし
生態毒性	この製品自体での有害性試験は行っていない。「2. 危険有害性の要約」に準じ、取り扱うこと。
残留性・分解性	データなし
生体蓄積性	データなし
土壌中の移動性	データなし
オゾン層への有害性	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律 オゾン層破壊物質を含有しません。
その他のデータ	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。

特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

### 1 3. 廃棄上の注意

#### 残余廃棄物

廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約（マニフェスト）をして処理する。

容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。

排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。

廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。

特別管理産業廃棄物（廃油）に該当するので、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理する。

#### 汚染容器及び包装

許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

空容器は内容物を完全に除去してから処分する。

### 1 4. 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。

容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

#### 国際規制

海上規制情報 I M Oの規定に従う。

UN No. 1263

Proper Shipping Name PAINT RELATED MATERIAL

Class 3

Packing Group III

Marine Pollutant Applicable

Liquid Substance Not applicable

Transported in Bulk

According to MARPOL

73/78, Annex II, the IBC

Code

航空規制情報 I C A O / I A T Aの規定に従う。

UN No. 1263

Proper Shipping Name PAINT RELATED MATERIAL

Class 3

Packing Group III

#### 国内規制

陸上規制 消防法、労働安全衛生法、毒劇法に該当する場合は法令の輸送について定めるところに従うこと。

海上規制情報 船舶安全法の規定に従う。

国連番号 1263

品名 塗料関連物質

国連分類 3

容器等級 III

海洋汚染物質 該当

MARPOL 73/78 附属書II 及びIBC コードによるばら積み輸送される液体物質 非該当

航空規制情報

航空法の規定に従う。

国連番号 1263

品名 塗料関連物質

国連分類 3

等級 III

緊急時応急措置指針番号 128

## 15. 適用法令

### 労働安全衛生法

特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等（特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号）  
 変異原性が認められた届出物質（法第57条の4、労働基準局長通達）  
 第3種有機溶剤等（施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第5号）  
 作業環境評価基準（法第65条の2第1項）  
 名称等を表示すべき危険物及び有害物（法第57条第1項、施行令第18条第1号、第2号別表第9）  
 危険物・引火性の物（施行令別表第1第4号）  
 健康障害防止指針公表物質（法第28条第3項・厚労省指針公示）  
 名称等を通知すべき危険物及び有害物（法第57条の2、施行令第18条の2第1号、第2号別表第9）  
 ・エチルベンゼン（法令指定番号：70）（5%未満）  
 ・キシレン（法令指定番号：136）（5%未満）  
 ・テレピン油（法令指定番号：377）（5%未満）  
 ・トリメチルベンゼン（法令指定番号：404）（5%未満）  
 ・ミネラルスピリット（ミネラルシンナー、ペトロリウムスピリット、ホワイトスピリット及びミネラルターペンを含む。）（法令指定番号：551）（90%以上）  
 特定化学物質特別管理物質（特定化学物質障害予防規則第38条3）  
 特殊健康診断対象物質・現行取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第1項）  
 特殊健康診断対象物質・過去取扱労働者（法第66条第2項、施行令第22条第2項）

### 毒物及び劇物取締法

非該当

### 化学物質排出把握管理促進法（第1種指定化学物質（法第2条第2項、施行令第1条別表第1）P R T R法）

・エチルベンゼン（管理番号：53）（1.1%）  
 ・キシレン（管理番号：80）（2.0%）  
 ・トリメチルベンゼン（管理番号：691）（2.6%）

### 化審法

優先評価化学物質（法第2条第5項）

### 水質汚濁防止法

指定物質（法第2条第4項、施行令第3条の3）

### 消防法

第4類 第二石油類（非水溶性）

### 悪臭防止法

特定悪臭物質（施行令第1条）

### 海洋汚染防止法

個品運送P（施行規則第30条の2の3、国土交通省告示）  
 油性混合物（施行規則第2条の2）  
 危険物（施行令別表第1の4）

### 外国為替及び外国貿易法

輸出貿易管理令別表第1の16の項

### 船舶安全法

引火性液体類（危規則第3条危険物告示別表第1）

### 航空法

引火性液体（施行規則第194条危険物告示別表第1）

### 港則法

その他の危険物・引火性液体類（法第20条第2項、規則第12条、危険物の種類を定める告示別表）

### 道路法

車両の通行の制限（施行令第19条の13、（独）日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2）

### 特定有害廃棄物輸出入規制法（特定有害廃棄物（法第2条第1項第1号イ、平成30年6月18日省令第12号）

### パーゼル法

疾病化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1）

### 労働基準法

がん原性化学物質（法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第7号）

### 家庭用品品質表示法

## 16. その他の情報

### 参考文献

NITE独立行政法人製品評価技術基盤機構

日本ケミカルデータベース「ezCRIC」

「GHS対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック」日本塗料工業会

### その他

ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報や当社所有の知見によるものですが、これからのデータや評価はいかなる保証をするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。